



平成22年5月24日

各位

会社名 スタンレー電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 北野 隆典
(コード番号 6923 東証第1部)
問合せ先 執行役員・経理部門長 飯野 勝利
(TEL. 03-3710-2222)

当社取締役に対するストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成22年5月24日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、報酬としてストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を、平成22年6月29日開催予定の第105回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由等

当社の取締役に対して、今まで以上に株主重視の経営に意識を向け、会社業績の向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社グループの企業価値を向上させることを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。また、ストックオプションとしての報酬額及び具体的内容は当社における取締役の業務執行の状況・貢献度を基準にして定めたものであります。

当社は、上記事情に鑑み、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容は相当なものであると考えております。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式85,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、その他株式数の調整をすることが適切な場合は、合理的な範囲で株式数を調整することができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

850個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする（ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合、付与株式数についても同様の調整を行うものとする。）。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）に1.025を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。

なお、当社が当社株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合、その他行使価額の調整を必要とすることが適切な場合は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後6年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、事業顧問、従業員、再雇用者、嘱託その他これに準ずる地位にあることを要する。

②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

③その他の新株予約権の行使条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

※ 上記の内容については、平成22年6月29日開催予定の第105回定時株主総会において「取締役に対するストックオプションとしての報酬額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

【ご参考】

当社の関係会社の取締役ならびに当社の従業員の一部に対しても上記と同内容のストックオプションとしての新株予約権を取締役会の決議により割り当てる予定であります。

以 上